

ポーランド週報

(2024年1月11日～2024年1月17日)

令和6年(2024年)1月19日

H E A D L I N E S

政治

「第3の道」が地方自治体選挙における協力継続を発表
トウスク首相への初インタビュー
国家検事を巡る動き
アダモヴィチ元グダンスク市長暗殺5周年追悼式典
トウスク首相による地方自治体選挙実施日の発表
政党別支持率に関する世論調査
シェンキェヴィチ文化・国家遺産大臣に対する不信任決議案の否決
ボサク下院副議長に対する解任動議の否決
ブラウン下院議員の免責特権剥奪
下院におけるスパイウェア「ペガサス」の使用に関する調査委員会の設置
「ビザ・スキャンダル」に関連した元外務副大臣の身柄拘束
シコルスキ外相のスノー会合参加
シコルスキ外相と米上院議員代表団との会談
イタリア海軍フリゲート艦の展開
シコルスキ外相とセジュールネ仏欧州・外務大臣との会談
シコルスキ外相と各国外相との電話会談
ドゥダ大統領及びシコルスキ外相の世界経済フォーラム出席
ドゥダ大統領とゼレンスキー大統領との会談
ドゥダ大統領とヨウロヴァー欧州委員会副委員長との会談

治安等

ヴィスワ川の流氷上で遭難した釣り人が救出

経済

ムジチュカBGK総裁解任
ポーランドにおけるウクライナ避難民児童への教育問題
ウクライナ復興に関する米・ポーランド間の議論
零細・中小企業の懸案
国境におけるポーランド運送業者による抗議活動の中断
ポーランド交通ハブプロジェクトの監査役員会メンバーの交代
ポーランドにおけるウクライナ人移民及び避難民の賃金上昇
クリーンエアプログラムと資金源
持続可能エネルギーのリーダー、ポーランドに第2工場建設へ
原子力発電所の建設動向
政府による国立研究開発センターの監督強化

【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い マイナンバーカード取得のお願い 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>	

政	治
内	政

**「第3の道」が地方自治体選挙における協力継続を
発表【11日】**

11日、ホウオヴニャ「ポーランド2050」党首(下院議長)とコシニャク=カミシュ「農民党」(PSL)党首(副首相兼国防大臣)は、グロジスク・マゾヴィエツキにおいて共同記者会見を開き、4月の地方自治体選挙において両党は選挙協力を結ぶと発表した。両党は、昨年10月に行われた議会選挙でも「第3の道」として協力関係を築き、議席数を伸ばしていた。

トウスク首相への初インタビュー【12日】

12日、トウスク首相は、政権が樹立してから初となる主要メディア(TVP INFO、TVN24、Polsat News)によるインタビューに応じた。トウスク首相は、法の支配について、ポーランドが再び法治国家となることが極めて重要であると何度も強調した。これは、裁判所や検察庁などの独立性を回復させるだけでなく、法律によってかけられた制限の範囲の中で政治家から独立した形で任務を遂行することを意味しているという。また、公共メディアについて、トウスク首相は、現実的に公共メディアがすべてのポーランド人のための存在となれるよう、共同で法律を作るよう奨励し、法律が定めるルールの中で公共メディアに変革を起こすことが肝要であると評価した。さらに、トウスク首相は、ウクライナ関係について、ロシアとの戦いに臨むウクライナはポーランドと自由世界全体の助けを必要としていると述べ、ウクライナがロシアと戦い続ける限り我々は比較的安全であるが、対ウクライナ支援における疲れに対抗することが使命であると評価した。トウスク首相は、ドゥダ大統領との間でも、国際舞台においても、対ウクライナ支援における集中的な協力を進めていくと発表した。

国家検事を巡る動き【12日・15日】

12日、ボドゥナル法相兼検事総長は、バルスキ国家検事に対し、2022年の現役復帰は法的根拠に基づかない行為であったと通告するとともに、ビレヴィチ国家検察庁検事を国家検事代行に任命すると発表した。バルスキ国家検事は、国家検事のポストに就く資格を満たしていないことになり、必然的に職を失うことになる。バルスキ国家検事を解任しようとする場合にはドゥダ大統領の同意を得る必要があるが、ボドゥナル検事総長は、バルスキ国家検事が要件を満たしていないために自動的に職を失ったという形をとった。バルスキ元国家検事はジョブロン法相兼検事総長と親しい人物であると思われるほか、2023年9月に当時の政権与党「法と正義」(PiS)は検事総長が持っていた重要な権限(検察庁の長たちの人事権や検察官に対する直接的指揮命令権)を国家検事に移すという法律を施行していた。

15日、バルスキ元国家検事の要請に応じ、憲法法院は、バルスキ元国家検事の職務遂行を妨げるような活動の停止を義務付ける予防的判決を下した。また、副検事総長たちは、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長や欧州議会議員宛てに書簡を送り、ポーランドにおける法律違反を防ぐために介入を行うよう求めた。さらに、同日、ドゥダ大統領は、憲法法院に対し、大統領や首相、検事総長の間の権限争いについて審理行うよう要請し、憲法法院を通じて問題解決を図ろうとしたほか、トウスク首相と会談を行い、本件についても協議し、国家検察庁における秩序を回復させるとともに無法の道から退くよう求めたと報じられた。

アダモヴィチ元グダンスク市長暗殺5周年追悼式典【13日】

13日、グダンスクにおいて、2019年1月13日に全国的チャリティーイベント「WOŚP」のフィナーレの舞台上で暴漢に襲われ、翌14日に亡くなったアダモヴィチ元グダンスク市長の逝去5周年式典が開かれた。参列したトゥスク首相は、「ポーランドと国民が侮蔑と憎しみ、嘘から解放され、悪い言葉によって誠実な人間が殺されることが再び起こらないと確信するまで、我々は休むことはない、と我々全員を代表して誓う。」と強調した。

トゥスク首相による地方自治体選挙実施日の発表【15日】

15日、トゥスク首相は、2024年4月7日(第1ラウンド)と21日(第2ラウンド)に地方自治体選挙を実施すると発表した。県(województwo)、郡(powiat)、市町村(gmina)レベルにおける地方自治体の長や議会の選挙が行われる。トゥスク首相は、「4月はポーランドの地方自治にとって良い月になると期待している。」と述べた。

政党別支持率に関する世論調査【16日】

16日、ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRISが行った政党別支持率に関する世論調査結果を発表した。仮想の投票率は60.9%であり、「法と正義」(PiS)が33.9%、「市民連立」(KO)が30.2%、「第3の道」が16.9%、「左派」が9.3%、「同盟」が6.3%の支持を得ているという結果が出た。各党の支持率を議席数に換算すると、連立与党は270議席を得ることになり、大統領が行使した法案拒否権を覆せる276議席に近づくという。

シェンキェヴィチ文化・国家遺産大臣に対する不信任決議案の否決【17日】

17日、下院本会議が開かれ、「法と正義」(PiS)が下院に提出したシェンキェヴィチ文化・国家遺産大臣不信任決議案が投票に付され、賛成194票、反対241票、棄権2票で否決した。シェンキェヴィチ大臣は、昨年12月、国営メディアを巡り、経営陣の人事交代を断行したり、国営メディアを清算状態に置いたりしており、野党から強く批判を浴びていた。

外交・安全保障

シコルスキ外相のスノー会合参加【11日、12日】

11日から12日にかけて、リトアニアでスノー会合が行われ、シコルスキ外相が参加した。同会合は国際問題及び安全保障問題に重点が置かれていた。シコルスキ外相は、クローズ・セッションに参加し、ウクライナでの戦争、中東情勢、コーカサス情勢、バルカン情勢を含む現在の地政学的挑戦及びロシアの国際安全保障状況への影響などについて話し合った。また、シコルスキ外相は、リトアニアのランズベルギス外相と会談を行い、安全保障、ウクライナ支援、ロシア及びベラルーシに対する制裁、ベラルーシ

ボサク下院副議長に対する解任動議の否決【17日】

17日、下院本会議が開かれ、ボサク下院副議長(「同盟」共同党首)に対する解任動議が採決され、賛成32票、反対77票、棄権152票で否決された。196名の議員は投票を行わなかった。昨年12月、「同盟」のブラウン下院議員がユダヤ祭日であるハヌカーに際して下院本館に設置されたメノーラー(燭台)に消火器を噴霧するという事件が起きたとき、議事進行を務めていたボサク下院副議長がブラウン議員に対して何も指導を行わなかったとして、「左派」が解任動議を下院に提出していた。

ブラウン下院議員の免責特権剥奪【17日】

17日、下院本会議が開かれ、検察が下院に要請した「同盟」所属のブラウン下院議員からの免責特権剥奪について採決が行われ、可決された。検察は、昨年12月にブラウン下院議員がユダヤ祭日であるハヌカーに際して下院本館に設置されたメノーラー(燭台)に消火器を噴霧するという事件をはじめ、7件について刑事責任を追及する構えを見せている。

下院におけるスパイウェア「ペガサス」の使用に関する調査委員会の設置【17日】

17日、下院本会議が開かれ、2015年11月16日から2023年11月20日までの政府や特務機関、治安機関などによるスパイウェア「ペガサス」の使用に関する調査委員会が設置された。432名の下院議員が投票を行い、満場一致で委員会設置の決定が下された。「法と正義」(PiS)政権が当時の野党関係者に対し、「ペガサス」を使用して監視・盗聴していた疑惑がかけられている。

「ビザ・スキャンダル」に関連した元外務副大臣の身柄拘束【17日】

17日、「法と正義」(PiS)政権において2019年から2023年まで外務副大臣を務めたヴァヴジク氏が、中央反汚職庁(CBA)によって身柄を拘束された。同氏が逮捕されたのは、昨秋の通称「ビザ・スキャンダル」に関する捜査のためであるという。

市民社会に対する支援及びポーランドとリトアニアのNATO・EUにおける協力について話し合った。

シコルスキ外相と米上院議員代表団との会談【12日】

12日、シコルスキ外相は、ポーランドを訪れた米上院議員代表団であるコーンズ議員とラウンズ議員と面会を行った。両議員は、シコルスキ外相からポーランド・米国の二国間関係についての説明を受けると共に、ロシアによるウクライナ戦争の最新情勢及びより広範な欧州の安全保障の観点について議

論した。

イタリア海軍フリゲート艦の展開【13日】

13日、イタリア海軍のフリゲート艦「ルイーダ・リッツォ」がポーランドに到着した。これはポーランドとイタリアの間で締結された協定に基づいて展開する3隻目の艦艇で、ポーランドの海岸及び重要なインフラを防護することになる。

シコルスキ外相とセジュールネ仏欧州・外務大臣との会談【15日】

15日、シコルスキ外相は、1月12日の就任後、ウクライナ、ドイツに続いてポーランドを初めて訪問したセジュールネ仏欧州・外務大臣と会談を行った。両外相は、ロシアによるウクライナ侵攻及びウクライナへの支援を含む昨今の地政学的状況について話し合った。両者は、これらの問題を考えるに当たり、2月1日に開催される欧州理事会会合が重要であるという点で一致した。同会合は、EUの2021年から2027年にかけての多年度財政枠組み(MFF)について加盟国27か国の同意を求めることに重点を置く会合であり、ウクライナ・ファシリティについても議論される。両外相は、特に軍事分野における両国間及び欧州間の協力関係について議論した。また、ポーランド・フランス・ドイツのワイマール・トライアングルにおける協力関係の重要性を指摘し、外相レベルでこれを復活させる意欲を示した。

シコルスキ外相と各国外相との電話会談【15日】

15日、シコルスキ外相は、バイラモフ・アゼルバイジャン外相及びファヨン・スロベニア外相と電話会談を行った。バイラモフ・アゼルバイジャン外相との電話会談では、二国間政策対話と経済協力発展の可能性について議題が上がった。ファヨン・スロベニア外相との電話会談では、ポーランドがスロベニアの独立を承認してから32年の記念日を迎えることを想起した。両外相は、両国間の良好な二国間関係を特筆すると共に、より強固な関係にする意志を表明した。

ドゥダ大統領及びシコルスキ外相の世界経済フォーラム出席【16日から】

16日から、ドゥダ大統領は、スイス・ダボスで行われている世界経済フォーラムに出席している。同会議において、ドゥダ大統領は、ストルテンベルクNATO事務総長、林JBIC総裁、グテーレス国連事務総長などと会談を行った。また、三海域イニシアティブ(3SI)に関するパネルディスカッションにも参加した。同16日、シコルスキ外相も、世界経済フォーラムに出席した。シコルスキ外相は、ストルテンベルクNATO事務総長と会談してNATO東方の強化について話し合うと共に、チェコのリパフスキー外相とV4協力について話し合った。

ドゥダ大統領とゼレンスキー大統領との会談【16日】

16日、ダボス会議に出席しているドゥダ大統領は、ウクライナのゼレンスキー大統領との会談を行った。会談では、ロシアによるウクライナ侵略からウクライナを守るためにどのような支援を必要としているか話し合われた。また、ドゥダ大統領は、ウクライナのNATOへの正式加盟を追求すべきだと述べた。会談では、トスク首相のウクライナ訪問の見通しについても話し合われた。

ドゥダ大統領とヨウロヴァー欧州委員会副委員長との会談【17日】

17日、スイス・ダボスで開かれている世界経済フォーラムに出席しているドゥダ大統領は、ヨウロヴァー欧州委員会副委員長(価値・透明性担当)と会談を行った。ポーランドにおける公共メディア改革、収監中の「法と正義」(PiS)所属の政治家2名、司法制度改革などに話題が及んだ。ドゥダ大統領は、欧州委員会がポーランドにおける現在の法の支配の侵害に対応していないと批判したが、ヨウロヴァー副委員長は、刑務所に入っているPiSの政治家たちについて、欧州委員会は個別の事案には反応しないと述べた。

治 安 等

ヴィスワ川の流水上で遭難した釣り人が救出【17日】

17日、国境警備隊の報道官は、ヴィスワ川の流水上で遭難した釣り人4人がポーランド海軍のヘリコプターによって救出されたことを明らかにした。釣り人

らは、ポーランド北西部の町ウシチェで釣りをしていたところ、足下の氷が決壊し、釣り人らが乗った流水氷がヴィスワ川を北上した。

経 済

経済政策

ムジチュカBGK総裁解任【11日】

トスク大統領は、ベアタ・ダシンスカ＝ムジチュカを国家開発銀行(BGK)総裁から、またイェジ・シュミットを同監査役会から解任した。ムジチュカ総裁は、

2016年から同総裁を務め、モラヴィエツキ前首相の側近の一人としてみなされていた。BGKは、新連立政権による監査を優先する機関のひとつとなっている。

ポーランドにおけるウクライナ避難民児童への教育問題【12日】

ポーランドにはウクライナの子供が3万人近くいると言われるが、その半数しか学校に通っていない。NGOは国民教育省に対し、ウクライナのオンライン教育をポーランドの義務教育の履行として認めないよう法改正を訴えている。同省が発表した市民教育センターの報告書によると、ウクライナの子供たちが国の教育制度の外に留まることを認めているのはポーランドとスロバキアだけである。

ウクライナ・ハウス財団は、オンライン授業のシステムは不十分であり、排他的であると評価しており、ウクライナの子どもたちをポーランドの教育制度に統合する一方で、彼らの民族的アイデンティティを維持する必要があり、ウクライナの子どもたちに対する校内暴力にも取り組むべきだと強調する。ムハ前教育省副大臣は、ポーランド語を学ぶ機会がないままポーランドで育ったウクライナの子供たちは、ポーランドに社会統合するチャンスを逸している、これは、教育的・発達の支援の欠如であると同時に、社会的距離の原因でもある、と指摘した。

ウクライナ復興に関する米・ポーランド間の議論【13日】

米国のプリツカー・ウクライナ経済復興特別代表は、シコルスキ外相と会談し、ウクライナ復興のためには、既存企業の活動を活性化させ、さらなる投資を促進するために、民間部門に戦争リスクに対する保険をかける必要性を強調した。

UkraineInvestによると、ウクライナへの投資は増加しており、2023年上半期には13億米ドルに達した。例えば、バイエルは6,000万ユーロを投資し、ポーランドのLaude社は1億米ドル相当の生産をロシアからウクライナに移転し、ポーランドのCersanit社は1億4,000万ユーロを投資した。プリツカー特別代表は、ウクライナにおける改革の重要性を強調し、エネルギー、輸送、物流、防衛など、機会のある分野を特定した。米国が検討している戦争関連の損失補償の方法のひとつに、少なくとも4,110億米ドルがかかると推定されるウクライナの復興に、ロシアの資産(3,000億米ドル)の使用を認める法律を導入することが検討されている。

ポーランド産業動向

零細・中小企業の懸案【12日】

当地ジェチポスポリタ紙によると、Kaczmariski Group が零細・中小企業に対して実施した2024年のビジネスに関する調査の結果、2024年のエネルギー・原材料・資材価格の上昇(調査対象企業の54%)と人件費の上昇(同52%)を懸念していることがわかった。特に、従業員数9人以下の零細企業のうち57%は、エネルギー・資材価格の上昇に悩まされており、建設業の59%、製造業の57%、サービス業の57%も懸念している。人件費の上昇については、主に建設業の61%が憂慮しており、他に顧客、売上高、利益の減少も懸念している。建設業の負債は15億ズロチに達し、過去1年間で13%増加している。

また、調査対象企業の38%、零細企業の44%、建設業の44%、貿易・サービス業の39%が顧客数の減少について懸念している。さらに、法改正の導入、請負業者の倒産や支払いの滞りについても不安視している。

ポーランド運送業者による抗議活動の中断【17日】

ポーランドとウクライナの国境においてポーランド運送業者が国境道路を封鎖して抗議活動を続けていたが、17日、運送業者と政府は国境封鎖中断に合意し、ドロフスク、コルチョヴァ、フレベンネにおける封鎖は3月1日まで中断されることとなった。当該抗議活動は昨年11月6日から始まり、ポーランドの

運送業者はウクライナの同業者との不公平な競争について不満を表明し、人道支援及び軍事装備を運搬する企業を除くウクライナの物資輸送企業に商業許可を導入すること、並びにウクライナ戦争開始後に設立された企業の営業許可を停止することを要求している。

17日、クリムチャク・インフラ大臣によると、ポーランド運送業者とポーランド政府は、ポーランド側とウクライナ側の双方によるマルホヴィツェ(Malhowice)とニジャンコヴィツェ(Nizankowice)間の道路国境における電子キューイングシステムやEU・ウクライナ間の協定対象外の物品に対する国境検査の強化を含む、決定事項の履行を監視する必要があることで合意した。また、抗議しているトラック運送業者の代表は紛争解決のために設置されたチームに招待された。ポーランド運送業者の代表は記者会見において、当該チームの議論の結果が満足できるものでなければ抗議は再開されるだろうと述べた。

その後、同大臣はウクライナのクブラコフ副首相兼インフラ大臣とオンラインで会談し、ポーランドの運送業者との合意を報告し、今回の合意に盛り込まれているウクライナ側に係る全ての決定を履行するよう訴えた。

ヴァレアン欧州委員会運輸担当委員は、ポーランド政府によるポーランドの運送業者との合意を歓迎し、国境封鎖が永久に解消されることへの期待を表明するとともに、欧州委員会がEU加盟国及びウクラ

イナと引き続き協力し、国境における輸送能力の向上策を実施し、EU・ウクライナ輸送協定の適切な履行を確保することを表明した。

ポーランド交通ハブプロジェクトの監査役員会メンバーの交代【17日】

17日、ラセク基金・地域政策副大臣兼ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)担当政府全権委員は、前政権に任命されたSTHの監査役員会のメンバーを解任し、新たに航空法などを専門とする法律顧問のチェルニツキ氏、前ワルシャワ・ショパン空港専務取締役のイルクフ氏、ラセク副大臣が所掌する航空安全研究所財団のサノツキ氏、ポーランド航空管制局(PANSA)のヤヴォルスカ＝マチコヴィアク代表を任命した。ラセク副大臣は本プロジェクトの監督を再びインフラ省に移したいと考えているが、それには法

改正が必要であり、大統領が同意しない可能性もある。

ポーランドにおけるウクライナ人移民及び避難民の賃金上昇【17日】

職業紹介サービスを提供するGremi Personal社の報告書は、ポーランドにおけるウクライナ移民及び避難民の賃金が体系的に上昇していることを明らかにしている。ウクライナ避難民は困難な状況に置かれているにもかかわらず、その64%が就職している。2023年には、ポーランドにおけるウクライナ移民及び避難民の平均収入は3,000～4,000ズロチであった。この変化は、ポーランドにおけるウクライナ移民及び避難民の労働市場および経済統合の継続的な発展を示している。

エネルギー・環境

クリーンエアプログラムと資金源【11日】

1月、ポーランドではPM2.5とPM10の粒子状物質が基準値を数百%上回り、最悪の大気汚染となった。今後2ヶ月の間に、ヘンニグ＝クロスカ気候・環境大臣は他のEUの閣僚と共に、2030年からEUで適用される新しい大気質基準に関する重要な決定を下す予定である。ポーランドにとって今後数年間の重要な焦点は熱源の交換と近代化であり、政府の大気汚染対策であるクリーンエアプログラムにおいて重要なステップとなる。

一部の地方の環境保護基金では、クリーンエアプログラムに基づき古い石炭ボイラーの交換と暖房の近代化などの補助金の予算が不足し、一部の地方では交付された補助金を受益者が期限内に受け取っておらず、最大で3億ズロチもの支払いが滞っている可能性がある。当地ジェチポスポリタ紙によると、クリーンエアプログラムの最初の数年間は、予算から資金を調達していたが、同資金が底をつきつつあり、資金・地域政策省及び国家復興計画(KPO)から資金援助されるかもしれない。KPOの資金提供の開始については、現在、気候・環境省と基金との間で協議が行われている。

持続可能エネルギーのリーダー、ポーランドに第2工場建設へ【12日】

再生可能エネルギー業界のグローバルパートナーであるヴェスタス社(本社デンマーク、風力発電機の設計、製造、販売会社)は、欧州における洋上風力発電の需要拡大に対応するため、ポーランドに第2洋上工場を設立する計画を発表した。この工場はシュチェチンに位置し、ヴェスタスの主力洋上風力タービンであるV236-15.0MW用のブレードを生産する計画で、2026年に操業を開始し、1,000人以上の直接雇用を創出する予定だ。このプロジェクトについて、ヴェスタス北欧・中央ヨーロッパのニルス・デ・パール社長は、「ポーランドはエネルギーシステムの変革が進んでおり、陸上・洋上ともに風況に恵まれた有望な風力エネルギー市場である」と述べた。

原子力発電所の建設動向【17日】

米国の原子力発電所開発会社ベクテル社のポーランド部門の責任者であるレシェク・ホルダ氏は「原子力プロジェクトの作業は、以前と同じペースで続いている。ペースは落としていない。今年は集中的な年になるだろう。」と語った。「私たちはすでに、プロジェクトの詳細な地質学的分析を行う企業に入札依頼を出している。これは、ポーランドのバルト海沿岸に近いポモルスキエ県のホチェヴォにおける将来の発電所のサイトで見られる最初の作業になる。」と彼は付け加えた。

科学技術

政府による国立研究開発センターの監督強化【15日】

閣僚評議会は、科学大臣が提出した「国立研究開発センター法」及び「高等教育・科学法」を改正する法案を採択した。政府は科学・高等教育省の下でポーランドの科学・イノベーション政策を実施する国立研究開発センター(NCBR)の監督を強化したいと考えており、特にNCBRによる会社設立や株式の取

得のためには大臣の承認を必要とする制度を導入する予定である。

これにより、NCBRのマネジメントを改善するとともに、科学研究開発事業の最も重要なプログラムの管理、起業家の科学活動への投資の促進、科学研究開発事業の成果の商業化支援等、国の科学政策に関する業務を効率的かつ効果的に行うことが可能になる。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの種類別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンラ

イン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「歌川広重」【2023年11月17日（金）～2024年5月5日（日）】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「歌川広重」が開催中です。歌川広重の作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Kraków

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)